

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年七月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十月十六日奈良県指令高土第二六一九号

平成二十七年七月三日奈良県指令高土第二六一九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年七月七日高土第八五〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年七月七日高土第三五二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市鎌田五五三番一三、五五三番二一、五六一番四、五六三番一、五六三番五、

五六三番六、五六三番七、五六三番八、五六三番九及び八〇七番・八〇八番・八〇九

番合併の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

滋賀県守山市梅田町一五番九号

橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本達雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市鎌田五五三番一三、五五三番二一、五六三番九及び八〇七番・八〇八

番・八〇九番合併の一部

下水道 香芝市鎌田五五三番二一、五六三番九及び八〇七番・八〇八番・八〇九番

合併の各一部